

Stevens-Johnson 症候群 診断基準

(1) 概念

発熱を伴う口唇、眼結膜、外陰部などの皮膚粘膜移行部における重症の粘膜疹および皮膚の紅斑で、しばしば水疱、表皮剥離などの表皮の壊死性障害を認める。原因の多くは、医薬品である。

(2) 主要所見（必須）

- ① 皮膚粘膜移行部の重篤な粘膜病変（出血性あるいは充血性）がみられること。
- ② しばしば認められるびらんもしくは水疱は、体表面積の 10%未満であること。
- ③ 発熱。

(3) 副所見

- ① 皮疹は非典型的ターゲット状多形紅斑である。
- ② 角膜上皮障害と偽膜形成のどちらかあるいは両方を伴う両眼性の非特異的結膜炎。
- ③ 病理組織学的に、表皮の壊死性変化を認める。

ただし、中毒性表皮壊死症（Toxic epidermal necrolysis: TEN）への移行があり得るため、初期に評価を伴った場合には、極期に再評価を行う。

主要項目の 3 項目すべてをみたす場合 SJS と診断する。